

会 議 録

- 1 会議の名称 令和7年度第2回水戸市総合教育会議
- 2 開催日時 令和8年3月19日(木) 開会：午後4時30分 閉会：午後5時24分
- 3 開催場所 水戸市役所 4階 政策会議室

4 出席した者の職、氏名

(1) 構成員

市 長	高 橋 靖		
教育委員会教育長	志 田 晴 美	教育委員会委員 (教育長職務代理者)	内 田 和 子
教育委員会委員	丸 山 陽 子	教育委員会委員	三 浦 綾 佳
教育委員会委員	上 畠 佳 子		

(2) 事務局

市長公室長	佐 藤 則 行	総 務 部 長	天 野 純 一
財 務 部 長	長谷川 昌 人	市民協働部長	柏 直 樹
教 育 部 長	三 宅 修	政策企画課長	坪 井 正 幸
総務法制課長	黒 澤 純一郎	行政経営課長	永 井 誠 一
人 事 課 長	成 田 幸 人	財 政 課 長	佐 藤 直 明
市民生活課長	入 野 高 司	教 育 部 参 事 (県費負担教職員担当)	鴨志田 泰
教 育 部 参 事 (教育研究課題担当)	熊 田 泰 瑞	教育企画課長	湯 澤 康 一
学校管理課長	山 田 規 生	学校保健給食課長	相 沢 秀 幸
学校施設課長	和 田 英 嗣	生涯学習課長補佐	神 長 央
総合教育研究所長	田 村 悟	教育研究課長	安 田 理 恵

5 傍聴人 なし

6 議題

- (1) 水戸市教職員の働き方改革基本方針の改定について

7 会議の内容

午後4時30分 開会

○高橋市長 ただいまから、令和7年度 第2回 水戸市総合教育会議を開会いたします。

本日、市政記者にお越しいただいておりますので、御了承願います。

それでは、議題に入ります。

本日は、議題を「水戸市教職員の働き方改革基本方針の改定について」とさせていただきます。

このたび、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」、いわゆる「給特法」が令和7年6月に改正され、教職員を服務監督する教育委員会は、文部科学大臣が定める国の指針に即して、「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定及び公表が義務付けられました。

また、自治体全体で取り組むため、首長部局と教育委員会の連携・協働が強く求められていることから、計画の内容及び実施状況についても、総合教育会議への報告が義務付けられたところであります。

本市においては、教職員の働き方改革に関する現行の基本方針である「水戸市教職員の働き方改革基本方針」を国の指針に即して改正し、「業務量管理・健康確保措置実施計画」とすることで、業務の見直しや効率化、勤務実態の適切な把握を進め、長時間勤務の是正と健康確保を着実に図ってまいりたいと考えております。

近年、学校現場を取り巻く環境は大きく変化し、教職員の業務は複雑化・多様化しております。子どもたち一人一人に寄り添った質の高い教育を提供するためには、教職員が心身ともに健康で、安心して職務に専念できる環境を整えることが不可欠であります。

そのため、本日は、本計画の実効性を高めるための具体的な方策等について、委員の皆様と率直な意見交換を行い、首長部局と教育委員会が一体となって実施していくための共通理解を図ってまいりたいと存じます。

なお、参考資料として、給特法の改定に伴い、文部科学省から広報資料として出されております資料を机上に配布しておりますので、後ほどお目通し願います。

それではまず、山田学校管理課長から、資料に沿って説明願います。

○山田学校管理課長 それでは、水戸市教職員の働き方改革基本方針の改定について、御説明いたします。

「水戸市教職員の働き方改革基本方針」を御覧ください。

改定箇所につきましては、赤字で記載させていただきます。

また、「参考資料①」として、改定前の「水戸市教職員の働き方改革基本方針」、「参考資料②」として、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（改正）のポイント」をお配りさせていただきますので、併せて御覧ください。

それでは、1ページの「1 策定の背景・目的」を御覧ください。

本市におきましては、教職員の働き方改革のより一層の充実・強化を図り、教職員が心身ともに充実して子どもたちと向き合い、質の高い学校教育の実現を図れるよう、令和3年2月に本方針を策定し、様々な取組を実施してまいりました。

このたび、令和7年6月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下、「給特法」）が改正され、「参考資料②」の「3.「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定

に記載のとおり、教職員を服務監督する教育委員会は、給特法第7条に基づき、文部科学大臣が定める国の指針に即して、業務量管理・健康確保措置実施計画(以下、実施計画)を定めることが義務付けられましたことから、学校における働き方改革のさらなる加速化に向け、目標に関する事項等を新たに規定するとともに、本市の取組について、国が掲げる業務の3分類を踏まえた取組に分けて規定するなど、令和8年4月1日施行の給特法第8条の規定に基づき、実施計画として既存の基本方針を改定し、国の指針に即した内容に改めたものでございます。

なお、給特法第8条には、教育委員会は、給特法第7条に基づき、文部科学大臣が定める国の指針に即して実施計画を定めること、実施計画には、達成しようとする目標や措置の内容、その他必要な事項を定めることが規定されております。

ページを返していただき、2ページを御覧ください。

「2 現状と課題」につきまして、中段の「年度別時間外在校等時間の推移(1年間の延べ人数)」に記載したとおり、業務と健康障害との関連が強いとされる1か月当たりの時間外在校等時間が80時間を超える教職員の延べ人数は、令和2年度と令和6年度を比較いたしますと、小・中学校合計としては、1,022人から168人、全体の割合としては、6.8%から1.1%に減少しており、小学校としては、429人から60人、全体の割合としては、4.6%から0.6%、中学校としては、593人から108人、全体の割合としては、10.3%から1.9%と大幅に減少いたしておりますが、依然として長時間勤務の実態がありますことから、さらなる改善が必要となっております。

3ページを御覧ください。

「3 目標」につきまして、改正前の基本方針では目標を定めておりませんでした。国の指針を踏まえ、令和11年度を達成年度とする目標を新たに設定し、「(1)時間外在校等時間に関する目標」として、1か月時間外在校等時間が45時間以下の割合を、令和6年度の66.3%から100%にすること、1年間における1か月在校等時間の平均時間を、令和6年度の36時間37分から30時間程度にすることを目指すものでございます。

また、「(2)ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標」として、ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を、令和6年度の13.7%から10%以下にすること、ストレスチェックにおける働きがいの値を、令和6年度の56.7から60以上にすることを目指すものでございます。

なお、「(1)時間外在校等時間に関する目標」に係る時間外在校等時間の状況につきましては、年々減少してきておりますが、「(2)ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標」につきましては、高ストレス者の割合は減少傾向にあるものの、働きがいの値は偏差値となっており、増加させることは難しく、横ばいの状況となっております。

ページを返していただき、4ページを御覧ください。

「4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容」につきまして、改正前の基本方針では、働き方改革を推進するための4つの視点として、業務改善の推進や職場環境の充実などの取組に分けて整理しておりましたが、改正後の基本方針では、国の指針を踏まえ、「(1)業務の3分類」を踏まえた取組、「(2)学校における措置の推進」、「(3)教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組」、「(4)その他の学校における取組」に分けて整理し、現行の基本方針策定以降の取組等を追記いたしております。

初めに、「(1)業務の3分類」を踏まえた取組のうち、「ア 学校以外が担うべき業務」といたしましては、これまでの取組として、「⑤保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応」などを追記するとともに、今後の取組として、5ページの3つ目の「地

域学校協働活動の段階的な推進」などを追記いたしております。

次に、「イ 教師以外が積極的に参画すべき業務」といたしましては、これまでの取組として、6ページの「⑨学校プールや体育館等の施設・設備の管理」などを追記するとともに、今後の取組として、「休日の部活動の地域展開」などを追記いたしております。

7ページを御覧ください。

次に、「ウ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務」といたしましては、これまでの取組として、「⑩学習評価や成績処理」などを追記いたしております。

続きまして、「(2)学校における措置の推進」といたしましては、これまでの取組として、5つ目の「自動音声応答装置」の導入及び運用」などを追記するとともに、今後の取組として、「学校運営協議会の円滑な運営及び取組の実施」などを追記いたしております。

ページを返していただき、8ページを御覧ください。

続きまして、「(3)教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組」といたしましては、6つ目の「長時間勤務者との面談の実施」などを追記するとともに、今後の取組として、「教職員の安全衛生管理体制の充実」などを追記いたしております。

続きまして、「(4)その他の学校における取組」といたしましては、これまでの取組として、5つ目の「2学期制の導入」などを追記するとともに、今後の取組として、熱中症対策や児童生徒の受入れ体制の充実を図るための「長期休業期間の見直し」を追記いたしております。

9ページを御覧ください。

「5 関連する取組、今後のフォローアップ」につきまして、長時間勤務の是正を図ることで教職員の健康を守ることはもとより、ウェルビーイングを向上させることの重要性や誰もが安心して働ける組織づくりを推進する必要性を追記するとともに、取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、市及び学校のホームページで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することや、保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組むことなどを追記いたしております。

ページを返していただき、10ページを御覧ください。

「資料」として、国が掲げる「学校と教師の業務の3分類」を記載しております。

また、11ページには、「用語解説」を記載しております。

説明は、以上でございます。

○高橋市長 ありがとうございます。

ただいま、事務局から説明がありましたが、ここからは、いつも通りフリートークとさせていただきます。

教育委員の皆様のご意見・御提案をいただきたいと思っております。

丸山委員。

○丸山委員 山田課長の説明から現在直面している課題を理解することができまして、教職員の働き方改革の中でも、特に時間外在校等時間の削減が急務であることがよく分かりました。

目標として、3ページの「3 目標」に、「(1)時間外在校等時間に関する目標」の「①1か月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にします。」とありますが、それに対する現状の把握として、2ページの「年度別時間外在校等時間の推移(1年間の延べ人数)」の表を作っていたいて

おり、近年の動向がよく分かる表となっております。

この表を拝見しますと、小学校については順調に減少してきております。中学校については「80時間超」の欄は減少してきておりますが、「45超～80時間以下」の欄はほぼ横ばいで推移しております。

中学校の年度別時間外在校等時間の「80時間超」が減少しているのに対して、「45超～80時間以下」がほぼ横ばいで推移していることには何か理由があるのでしょうか。

この時間外在校等時間には、今後地域展開を開始する休日の部活動の時間が含まれているためなのでしょうか。

○高橋市長 どうなのでしょう。現状を教えてください。

山田学校管理課長。

○山田学校管理課長 ただいまの丸山委員からの御質問につきまして、御推察のとおり、この時間には中学校の休日の部活動の時間も含まれております。

中学校における長時間勤務の要因等を見ますと、部活動が多くを占めております。また、その他には、進路指導や生徒指導も含まれております。

以上でございます。

○高橋市長 丸山委員。

○丸山委員 今後休日の部活動の地域展開を開始することで、時間外在校等時間は順調に減少するという見込みでよろしいでしょうか。

○高橋市長 山田学校管理課長。

○山田学校管理課長 休日の部活動の地域展開につきましても、今後の取組として、6ページに記載させていただいているところございまして、国におきましても、部活動は中学校における長時間勤務の大きな要因の1つであると捉えておりますので、今後、休日の部活動の地域展開が進められていくことによって、時間外在校等時間については縮減が図られるものであると期待はしているところでございます。

○高橋市長 この目標と政策に整合性があるのかが重要だと思います。

本方針の目標においては、令和11年度までの達成を目指しておりまして、令和8年度から令和11年度までは4年間あります。

令和6年度の小学校の「45超～80時間以下」の割合は約26%であるため、4年間で減少させるためには1年間で約7%減少させなければ令和11年度の目標達成はできません。

近年の小学校の年度別時間外在校等時間の減少割合は約4%であるため、さらに大きく削減しなければなりません。

部活動で大きく状況は変わるとは思いますが、中学校の場合は小学校よりもさらに時間を要すると思われれます。

この目標と政策の整合性については、どのような検討をしたのですか。

山田学校管理課長。

○山田学校管理課長 例えば、こちらの「(1)時間外在校等時間に関する目標」につきましては、国の指針の目標に記載されているものでございまして、その目標を念頭に置いた上で設定することになっておりますので、本市の状況を踏まえて達成年度等を設定したのではございません。国が令和11年度までに45時間以下の割合を100%、平均時間を30時間程度とすることを目標として掲げておりますので、その目標を踏まえて設定した状況でございます。

○高橋市長 本方針において、令和11年度までの達成を目指すとした以上は、国が定めた達成が難しいと思われる目標であったとしても、その目標と政策に整合性を持たせ、スピード感をもって対応しなければなりません。

実行性を担保させるためにも、時間外在校等時間を今後どの程度減少させることができるのか、再度中身をきめ細かく精査していきましょう。

上島委員。

○上島委員 「水戸市教職員の働き方改革基本方針」について、この方針を5年ごとに改定すると定めていたわけではなく、令和3年2月に策定した方針を給特法の改正を受けて改定されたという認識でよろしいでしょうか。

○高橋市長 山田学校管理課長。

○山田学校管理課長 その認識で間違いございません。本方針の改定の周期等につきましては特に設けておりません。また、国からも示されておりません。

先ほどの高橋市長の話にも通じるところがあるのですが、実効性を担保するという意味合いでは、学校現場の意見等をきちんと聴取して丁寧に対応していく必要がございます。そのような中で、毎年、総合教育会議において公表することとされているため、今後においても、そのような視点から必要に応じ、改定していきたいと考えております。

○高橋市長 上島委員。

○上島委員 令和3年2月にこの方針を策定されたのちに、学校・保護者間のメール送受信システムの導入やインターネットバンキングの全校導入など様々な効率化が図れるような措置を取られていますが、これらの新しい措置について、学校現場の管理職員や若手教職員の反応をアンケート等での確認はしているのでしょうか。

○高橋市長 山田学校管理課長。

○山田学校管理課長 アンケート等での確認はしていないのですが、学校長会などからの御意見をいただきながら進めているところでございます。

各教職員へのアンケートは実施しておりませんが、今回、このような形で基本方針の改定なども行いましたので、今後は、きちんとそのような部分の進行管理等も行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○高橋市長 上島委員。

○上島委員 各教職員が管理職員を通さずに意見を伝えられるようなアンケートのようなものがあると良いなと思いました。

また、教職員の業務が変わらない中で、単純に時間外在校等時間だけを減らすことはとても大変だと思います。

7ページの「ウ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務」に挙げられている項目は、業務自体を減らすのではなく、その業務を他の方にサポートしてもらおうという形だと思いますので、例えば、会議や行事、報告等の業務の中で減らすことができる業務がないのか、可能であれば現場の教職員に話を聞くことができると良いのではないかと思います。

以上です。

○高橋市長 今後現場の教職員の状況を把握できるような機会や御意見を聞くことができるような機会は設けられるのですか。

山田学校管理課長。

○山田学校管理課長 本市の教育における諸課題の解決に関することを協議する場として設置しております教育施策推進協議会等を既に開催しており、教務主任や事務職員、校長等の各層の代表の方々からの御意見はいただけてきましたが、上島委員の御意見のように、各教職員から実際に生の意見を聞くということも非常に重要だと思いますので、今後につきましては、そのような機会を設けることができないかを検討しながら進めていきたいと思っております。

○高橋市長 一人一人の状況をできるだけ細かく把握しながら実施していただきたいと思っております。ほかにございますか。

内田委員。

○内田委員 令和3年2月にこの方針が策定されてから教職員の働き方改革はかなり進んでいるという実感があります。

しかし、学校だけでできることや教育委員会だけでできることは限界があると思っております。

その中で、業務の内容や人員の配置等そのようなものが変わらなければ難しいこともあると思っております。

ただ、今回、この方針の目標に、「(2)ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標」を加えていただいたことは大きな一歩だと思っております。

効率よく仕事をするためには、働きやすい職場環境ももちろん大事なのですが、働きがいというものもとても大事だと様々な研究論文等にもありますので、そのような意味でも、教職員が働きがいをどのように思っているのかを確認していただけることはとてもありがたいと思っております。

先ほど、年度別時間外在校等時間の推移について、小学校については順調に減少してきているけれども、中学校についてはほぼ横ばいであるとありましたが、人員の配置が必要になってくると考えたときに、文部科学省の資料を見ると、「学校の指導・運営体制の充実」に「教職員の定数を改善します」、「支援スタッフを充実します」、「若手教師のサポート体制を整えます」などと人員の配置に関することが記載されております。

これが政策として早急に進められて、学校のスタッフが充実した状態で、子どもたちにとってよりよい教育の実現が図られれば良いなと感じております。

また、併せて、今とても感じていることが、「〇〇教育」というものの多さです。現在、「〇〇教育」というものを挙げると70以上あると言われておりまして、特に学校現場でも取り上げているものも多くあります。

学校現場の教職員は、その教育の実施のために業務が増えてしまうことがあるため、通常の授業にどのように取り組むことができるのかに苦慮しながら進めている状況だと思っております。

そのため、現在学校で対応しているような作品の募集や取りまとめなどの業務を学校で対応する必要がなくなるとありがたいと思っておりますが、子どもたちがそのようなものに応募することで、子どもたちの可能性を広げることにつながるという思いから教職員は取り組んでいると思うのです。子どもたちの可能性は広げつつ、教職員の業務の削減ができるような方策を考えていくことも必要になってくるのではないかと感じております。

以上です。

○高橋市長 内田委員の御意見について、「〇〇教育」が非常に多く、70以上あるということですが、本市においても、これから進めていくものとして「STEAM教育」があります。

「〇〇教育」が増えれば増えるほど教職員等の負担は大きくなりますが、例えば、役割が終えた

ものや効果がなかったもの、目的を達成したものについては終了したりするのでしょうか。

田村総合教育研究所長。

○田村総合教育研究所長 学校現場からも内田委員と同じような御意見はあります。

STEAM教育については、各教科での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科等横断的な教育であるため、新しく増えたという表現には当てはまらないとは思いますが、そのことを教育委員会としてどのように学校現場に働きかけていくかが課題だと思います。

新学習指導要領においても、STEAM教育は非常に重要視されておりまして、これまでそれぞれの教科で単独だったものから、いかに今まで学んできたことを活用できるかにシフトチェンジしておりますので、そこについてはしっかり進めていきたいと思っております。

○高橋市長 全体的に見て、役割を果たしたようなものについては終了としても良いかもしれませんが、賛否両論はあると思います。例えば、教職員の得意分野等にもよるとは思いますが、同じ内容に関しても必要であるという人と必要ではないという人もいますし、大変であるという人もいれば、大変ではないという人もいます。

学校によってはそのような「〇〇教育」を特徴としている学校もあると思っておりますので、一律に終了とすることもできないと思っておりますが、いかがでしょう。

田村総合教育研究所長。

○田村総合教育研究所長 新学習指導要領では、授業の単位時間数を減らした部分について、余白の創出として、各学校の実態に応じ、例えば、学校で必要とする授業や教職員の研修の時間に当てるといような時間の使い方の工夫が求められておりまして、現在移行期ですので、教育委員会としても研鑽しながら学校と協働してまいります。

○高橋市長 また、内田委員からありました様々な作品展の取りまとめにつきまして、例えば、本市で開催している「わたしたちの平和」作文コンクールや絵画コンクールがありますが、教職員が作品を選定して事務局に応募するということは、学校現場で勤務していた経験としては大変でしたか。

内田委員。

○内田委員 そうですね。以前に比べると、随分削減していただいているとは感じているのですが、教職員が作品を取りまとめ、応募する作品を選定して、事務局に応募する場合は多少の時間を要することになると思っておりますので、学校を介しての応募ではなく、教職員がコンクールの内容を子どもたちに周知して、子どもたちから直接応募していただくことも可能なのではないかと思います。

○高橋市長 そのようなコンクールには、本市で実施している「社会を明るくする運動」や「青年の主張大会」など行政が開催しているものだけでなく、民間企業等で開催しているものもあるため、多くの協力を求められることが学校として負担となっていることは理解できます。

しかし、子どもたちの夢の場にもつなげるためにそのようなコンクールを開催しておりますので、コンクールの開催を減らしてしまうことで、子どもたちの感性や表現力、自主性を磨く機会の喪失につながりかねないため、バランスを考えていく必要があると思われました。

三浦委員。

○三浦委員 教職員の働き方改革の実現性については、大きな取組も必要ですが、日々の業務の生産性を向上させることで、結果としては働き方改革につながるのではないかとと思っております、各学校で行われている無駄な業務を省くための業務改善をいかに全学校に共有することができるかがポイントだと思います。

PDCAサイクルをいかに速く回していくことができるのか政策のスピード感につながっていくと思っているので、なるべくこまめに達成状況を把握し、そこに変化があった際にその原因や影響を早急に検討することで今後の改善につながっていくような気がしています。

達成状況はどの程度の頻度で把握する予定なのか教えてください。

○高橋市長 山田学校管理課長。

○山田学校管理課長 ただいまの三浦委員からの御質問につきまして、時間外在校等時間の状況につきましては、毎月各学校から報告をいただいているところでございまして、基本的には、長時間勤務者の多い学校について、教育委員会として助言等の対応をしているところではございます。また、前年度と比較して大きく減少したような学校につきましては、個別に聞き取りなどを行っている状況でございます。先進的な取組等を行っている学校については、学校長会の場などで発表して、各学校に共有を図っているところでございます。

○高橋市長 日々、学校現場では、様々な点検などを実施しているかと思いますが、実施する必要が無いにも関わらず実施しているものなどはあるのでしょうか。

山田学校管理課長。

○山田学校管理課長 ただいまの高橋市長からの御質問につきまして、学校現場においては、無駄な業務であるため削るというのではなく、実施方法の見直しを図っております。

大きな業務の削減が図られた学校の一例といたしましては、人員の配置などの理由があるため取り組むことが可能な学校と不可能な学校とあるのですが、小学校で教科担任制を一部教科で取り入れたことで、学級担任に空き時間ができ、その時間で教材研究や他の事務処理等を行うことができたということがございましたので、業務を削るのではなく、より効率的に回していく、または、学校の状況を見ながら、工夫を凝らして負担軽減を図るといった状況であると感じております。

○高橋市長 問題提起が1つありまして、以前は教職員を志望している方に、産前産後休暇等の補充職員として講師をお願いし、学校現場の人員体制を整えていたのですが、最近では教職員を志望している方が減っているため、学校現場で欠員が出た際に補充することが難しくなっているのです。

教職員を志望している方が減っていることとストレスチェックにおける働きがいの値が60以下であることには関係があるかもしれません。

志を持って教職員になった方が、勤務後に働きがいの値が60以下となってしまうことの解決策はあるのでしょうか。

学校現場ではいかがだったでしょうか。

内田委員。

○内田委員 現在、私は教職の仕事に就きたい学生の相談を担当しています。そこで感じていることは、教職の仕事が大変だと言われている中でも、多くの学生が教職の仕事に就きたいという思いを持っているということです。

そして、その理由を伺うと、自分が小学生や中学生、高校生だった頃の当時の思い出を語りながら、理想の教師像などの大きな夢に関する思いを伝えてくれますので、若い世代でもそのような思いを持っている方はいるのではないかと思います。

しかし、実際に自分が教職員の立場となったときに思い描いていたようなことができるのかという不安が夢を萎ませてしまう原因かもしれません。

また、何か困ったことがあって相談したいと思ったときに、周りの方々が忙しく働いている場合に相談しづらいということはあると思いますので、相談しやすいような働きかけも重要だと思いま

す。

そのような思いの方々はまだいらっしゃるので、ぜひそのような思いにこれからも応えられる学校現場であっていただきたいと思います。

○高橋市長 教職員を志望している方を増やすためには、教職員の働き方改革を推進していくことで、その積み重ねが教職員の魅力の創出にもつながるのではないかと思いますので、このような政策をさらに積み上げていくしかないという思いもあるのですが、業務の効率化というような事務的なこと以外に何か他にもあるのではないかという思いがありまして、問題提起をさせていただきました。

また、現在本市においては、教育委員会に限らず、カスタマーハラスメントについて取り組んでおりまして、市役所だけでなく、民間企業も含めた条例化等を視野に入れて検討しているのですが、そのことについて弁護士の立場からの見解を教えてください。

上島委員。

○上島委員 とても難しいものだと思っております、学校現場の教職員は、いわゆるカスタマーハラスメントとして想定されるような理不尽な要求以外に、例えば、いじめの被害に遭われた児童生徒の御両親からの度重なる御連絡への対応など、一概にカスタマーハラスメントと呼ぶことが難しいものに対する苦慮もあると思います。

不当要求の対策の講義を自治体に行うことがあります、その講義でカスタマーハラスメントへの対応を学んだ自治体の方においても、実際に受けた要求がカスタマーハラスメントなのか、そうではないのかを線引きすることは難しいため、常にチームで一定の指針などを共有する機会を設ける仕組みをつくることはとても大事だと思います。

○高橋市長 様々な経験を積み重ねるしかないと思いますので、また御指導をお願いします。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋市長 よろしいでしょうか。

では、最後に、志田教育長、総括してください。

志田教育長。

○志田教育長 初めに、丸山委員からありました時間外在校等時間につきましては、中学校については、令和8年9月から休日の部活動の地域展開を開始しますので、間違いなくこの時間外在校等時間は減ると思います。休日の部活動は1日3時間程度実施しておりまして、月4日の実施で12時間程度の時間外在校等時間を減らすことができます。

小学校については、本方針の施策を複合的に、着実に実施して時間外在校等時間を減らしていく必要があると思っています。

直近の1月の時間外在校等時間については、1月が多忙ではない時期ということもあるのですが、本市の小学校及び中学校を合わせた時間外在校等時間は25時間超30時間以下の区分に入っていました。そのため、徐々にですが、教職員の働き方改革は進んでいくのではないかと考えております。

上島委員からありました若手教職員等を含む個人の教職員への意見聴取に関する件につきまして、教職員の代表の方には意見を伺っているのですが、何らかの方法で直接多くの教職員に話を聞きたいと思っています。

内田委員からありました人員の配置につきましては、市町村だけの対応が難しいため、人員の配置を国及び県に引き続き要望していきたいと思っています。

また、STEAM教育については、高等学校では既にSTEAM教育というのは取り入れられておりまして、学習指導要領にもあるため、STEAM教育自体は実施しなければならないのですが、長期休業期間の見直しの影響で総授業数は減っております。

三浦委員からありました各学校の業務改善の共有につきましては、各学校の人員配置や学校規模などの状況に応じて対応されていると思いますので、各学校の実情を把握していきたいと思います。

また、給特法に基づき、計画の実施状況については毎年総合教育会議で公表していくため、着実に教職員の働き方改革は進んでいくと思っております。

しかし、この教職員の働き方改革は、高橋市長の挨拶にもありましたように、最終的には子どもたちのために実施するものですので、教職員に心身ともに健全な体制でいていただいた結果、不登校の解消や学力の向上などにつながったという関連性を精査していきたいと思っております。

○高橋市長 それでは、お時間でございますので、この辺りで協議を終わらせていただきます。貴重な御意見、御提言をいただき、ありがとうございました。

教職員の働き方改革については、単に負担を減らすためのものだけではございません。先生方が心と時間にゆとりをもち、子どもたち一人一人に寄り添い、丁寧に向き合える環境をつくることこそ、未来への最大の投資です。

長時間労働を見直し、仕事の質を高める働き方へと転換することで、教育の質も必ず向上すると考えております。

私たち首長部局につきましても、教育委員会の予算の編成・執行に関する権限がありますので、特に学校現場の人員の配置や効率化を図るためのデジタル化などに関する様々な御意見を教育委員の皆様方からいただきながら、予算の編成等に配慮していきたいと思っております。

子育てと教育を政策の一丁目一番地にしたいと考えて、これまでは給食費の無償化や学力向上サポート及び特別支援教育支援員の配置等を実施してまいりました。

学校現場の負担や人員の配置、効率化のための業務の見直しのために、今後も教職員からの様々な御意見を把握しながら予算の編成等に向けて努力していきたいと思っておりますので、御指導のほどよろしくお願いいたします。

本計画の内容等について、首長部局と教育委員会が一体となって取り組むことによって、教職員が子どもたちに向き合う時間を確保することとなり、その結果、子どもたちにとってより良い教育の実現につながるものと考えております。

教育委員の皆様方におかれましても、さらにお気づきの点がございましたら、御教示いただきたいと思っておりますので、引き続き、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、令和7年度第2回水戸市総合教育会議を閉会いたします。

お疲れ様でした。

午後5時24分 閉会